

# 宮津市公報

令和3年6月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 19 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1

### 告 示

- 97 宮津市議会定例会の招集…………… 1  
98 宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱…………… 1  
99 宮津市創業等支援事業補助金交付要綱…………… 3  
100 地縁による団体の認可（矢原自治会）…………… 4  
101 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（上司自治会）…………… 5  
102 令和3年度国土調査（地籍調査）の実施…………… 5  
103 自治功労者等の表彰…………… 6

### 公 告

- 16 宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項…………… 6  
17 農用地利用集積計画の縦覧…………… 11  
18 公示送達…………… 11  
19 令和2年度情報公開制度の運用状況…………… 11  
20 令和2年度個人情報保護制度の運用状況…………… 12  
21 市有土地建物（旧日ヶ谷保育所）売却の一般競争入札…………… 13  
22 公示送達…………… 19  
23 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況…………… 19  
24 公示送達…………… 20

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 16 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 20  
17 宮津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱…………… 20

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 5 有権者総数の50分の1の数…………… 21  
6 有権者総数の3分の1の数…………… 22  
7 有権者総数の6分の1の数…………… 22  
8 令和2年度選挙人名簿抄本閲覧状況…………… 22  
9 令和2年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況…………… 22

### 監 査 委 員

#### 《監査公表》

- 92 定期監査結果に基づき講じた措置事項の公表…………… 23

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

6 宮津市農業委員会定例総会の招集 ..... 25

条 例

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和3年5月27日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第19号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例  
宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「市民部」を「市民環境部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第1号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

告 示

宮津市告示第97号

令和3年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。  
令和3年5月20日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和3年5月27日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

————— \* \* \* —————

宮津市告示第98号

宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱を次のように定める。  
令和3年5月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市長は、時代に応じた投資、経営改革等を推進し、もって市内の商工業の振興を図るため、テレワークの導入等のデジタル化対応等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、本市に事業所を有するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 令和2年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第5条 補助金の交付決定を受けたものが、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第7条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市産業デジタル化・近代化等推進補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	内容	補助対象経費	補助金の額
1 デジタル化対応事業	(1) キャッシュレス決済の導入等 (2) 店舗等のWi-Fi整備、ECサイト（電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、商品の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものをいう。）の構築等	次に掲げる経費。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 (1) 事業の実施に係る設備投資等の経費であって市長が必要と認める経費 (2) 事業の実施に係る外部専門家の指導・助言等に要する経費であって市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、トイレの洋式化を含む近代化対応事業の場合は20万円を限度とし、その他の場合は10万円を限度とする。
2 近代化対応事業	トイレの洋式化、バリアフリー化に係る整備又は多言語・多文化、災害に対応する案内表示の導入等を行うもの。		
3 新しい生活様式への対応事業	検温器等の購入、店舗等の改修を伴う空調設備導入等の感染症予防対策に資するもの。		

備考

1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。

2 同一の補助対象者が複数の事業区分を対象とすることはできない。

— \* \* \* —

宮津市告示第99号

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月20日

宮津市長 城崎雅文

宮津市創業等支援事業補助金交付要綱

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱（平成26年告示第92号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、本市における創業等を支援し、地域経済の活性化を図るため、創業等をする者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない者が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始すること。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を設立し、新たに事業を開始すること。

ウ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、新事業（既存事業と日本標準産業分類における小分類が異なる業種をいう。）を開始すること。

エ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、本市に新たな店舗を開設すること。

オ 市外に住所を有し、既に事業を営んでいる個人が、本市に住所を定め、本市に店舗の移転を行うこと。

(2) 空き家等 現に利用されていない又は利用されなくなることが見込まれる住宅又は店舗（事務所及び工場を含む。）で、市内に所在するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 交付申請日の属する年度の前年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 政治団体

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市で創業等を行う事業であり、事業の区分及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、空き家等を購入又は賃貸借により創業等を行う場合（購入又は賃貸借を行う相手が空き家等の所有者の1親等以内の親族、配偶者又はこれと同等と認められる者（法人が所有する場合にあっては、その代表者をいう。）は除く。）は、150万円を限度とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により宮津市創業等支援事業補助金交付申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 8 条の規定により速やかに宮津市創業等支援事業補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第 10 条の規定により宮津市創業等支援事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第 9 条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(審査会)

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、関係団体で構成する審査会の意見を聴くものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市創業等支援事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市創業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたものに係る同要綱第 9 条の規定は、なおその効力を有する。

別表 (第 4 条関係)

区分	補助対象経費
創業等をするための設備投資等	物品機器等備品 (単価 3 万円を超えるものに限る。) の購入、店舗等の修繕等に係る経費であつて市長が必要と認める経費
外部専門家の指導・助言等	外部専門家への報酬、旅費その他市長が必要と認める経費
その他創業等をするための準備経費	広告宣伝に係る経費その他市長が必要と認める経費

備考

- 1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から当該補助金等の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。
- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めないものとする。

\* \* \*

宮津市告示第 100 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 3 年 5 月 20 日

宮津市長 城 崎 雅 文

認可を行った地縁による団体

- 1 名 称 矢原自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
  - (1) 会員相互の親睦及び連絡
  - (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
  - (3) 社会教育及び伝統的文化の推進
  - (4) 集会施設等の維持管理
  - (5) 各種団体との連絡調整
  - (6) その他本会の目的達成に必要な事項
- 3 区 域  
宮津市字矢原1番地から字矢原小字タンダ619番地まで及び獅子624番地の3の区域とする。
- 4 主たる事務所の所在地 宮津市字獅子624番地の3
- 5 代表者の氏名及び住所  
氏 名 尾 浪 ひろ子  
住 所 <省略>
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 令和3年5月20日

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付で認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

## 記

- 1 地縁による団体名 上司自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者に関する事項  
住所 <省略>  
氏名 楠 敏 夫
- 3 変更年月日 令和3年5月14日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。  
令和3年5月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

————— \* \* \* —————

## 宮津市告示第102号

令和3年度において、下記のとおり国土調査（地籍調査）を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により告示する。

令和3年5月31日

宮津市長 城 崎 雅 文

## 記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1 事業計画が定められた年月日 | 令和3年4月1日  |
| 2 調査を実施する者の名称   | 宮津市       |
| 3 調査地域          | 宮津市字由良の一部 |

4 調査期間

令和4年3月31日まで

\*\*\*\*\*

宮津市告示第103号

宮津市表彰条例（昭和33年条例第2号）第1条の規定により自治功労者及び篤志家として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

令和3年6月1日

宮津市長 城崎雅文

自治功労者

功績

坂根 栄 六

市議会議員

小嶋 保 徳

農業委員会の委員

品川 泰 志

自治会長、農業委員会の委員

佐々木 正 博

人権擁護委員

篤志家

四方 祥 樹

金員の寄附

公 告

宮津市公告第16号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和3年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和3年5月10日

宮津市長 城崎雅文

1 試験区分、受験資格及び採用予定者数

(1) 一般試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和4年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和4年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
一般事務職 (障害者対象)	平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和4年3月末日までに卒業見込みの方で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※上記①、②及び③の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。 ※ただし、令和4年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
土木技術職	平成5年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和4年3月末日までに卒業見込みの方 ※ただし、令和4年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。

保健師	平成5年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和4年3月末日までに同免許の取得見込みの方を含む。）
-----	--

※ 「保健師」において、免許等を取見込みで受験した方が、令和4年3月末日までに免許等を取見込みでなかった場合は、採用される資格を失います。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(2) 社会人試験

試験区分	受 験 資 格
一般事務職	次のいずれにも該当する方 ① 昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和3年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 【次のいずれかの職務経験等を有する方を特に求めています】 ・移住・定住支援業務の経験者 ・地域経済の活性化や経営支援、経営合理化、金融業務等の経験者 ・広報活動、情報発信業務の経験者 など
一般事務職 (障害者対象)	次の要件①、②及び③を満たす方 ① 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方 ② 民間企業等で職務経験が5年以上ある方（令和3年5月1日時点） ※ 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。 ③ 次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方 (2)都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 (3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※ 上記(1)、(2)及び(3)の手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

(3) 採用予定者数 (1)一般試験と(2)社会人試験の合計人数)

試験区分	採用予定者数
一般事務職	若干名
一般事務職 (障害者対象)	若干名
土木技術職	若干名
保健師	若干名

2 試験の日時及び場所

区 分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験

日 時	令和 3 年 7 月 11 日 (日) 午前 8 時 30 分 (午前 8 時 20 分集合)	令和 3 年 8 月 7 日 (土) 又は 8 月 8 日 (日) ※予定
場 所	宮津市地域ささえあいセンター	宮津市役所

- 一般事務職 (障害者対象) の試験については、受験上必要となる配慮の状況により、試験日時等を変更する場合があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場等を変更する可能性があります。

3 試験方法及び内容

(1) 一般試験

第 1 次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	一般教養試験・作文・適性検査
一般事務職 (障害者対象)	一般教養試験・作文・適性検査
土木技術職	一般教養試験・専門試験 (土木)・適性検査
保 健 師	一般教養試験・専門試験 (保健師)・適性検査

②試験方法・内容

一般教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数 40 題・試験時間 2 時間 (出題分野) 時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、 数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専 門 試 験	多枝選択式筆記試験・出題数 30 題 試験時間 2 時間 (高校卒、保健師は 1 時間 30 分)
土 木 (大学・短大・高専 卒)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画 (都市計画 を含む。)、材料・施工
土 木 (高校卒)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学 (構造力学、水理学、土質力 学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
事務適性検査	筆記試験 試験時間 10 分
作 文	筆記試験 試験時間 50 分

第 2 次試験

① 身体検査

健康診断書提出により審査 (健康診断書は、令和 3 年 5 月 10 日以後に診断されたものに限る。)

②個別面接

(2) 社会人試験

第 1 次試験

①試験科目

区 分	試 験 科 目
一般事務職	基礎教養試験・適応性試験・作文
一般事務職 (障害者対象)	

②試験方法・内容

基礎教養試験	多枝選択式筆記試験・出題数 75 題・試験時間 1 時間 30 分 (出題分野) 社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考を問う分野の 3 分野から出題 (備考) 受験者が仕事をしながら受験することを考慮した、受験のための特別な準備が必要のない内容
適応性検査	筆記試験 試験時間 20 分
作文	作文については、下記の記入要領に基づき、 <u>試験日当日に持参し、提出してください。</u> 【作文の記入要領】 課題：「自らの職務経験を宮津市政に活かす方策について」 上記の課題について、次に掲げる項目に従って、A4用紙に1200字以内で記述してください。(ワープロ打ちでも可としますが、氏名は自署してください。) (1) 応募する職種に関する分野において、宮津市又は地方自治体を取り巻く現状・課題認識 (2) (1)の現状・課題を踏まえ、自らの職務経験を宮津市政にどう活かしていきたいか

第2次試験

①身体検査

健康診断書提出により審査（健康診断書は、令和3年5月10日以後に診断されたものに限る。）

②個別面接

自らの職務経験や宮津市政への活かし方等について、プレゼンテーション方式で説明・提案していただきます。

4 合格発表

区 分	発表の時期及び方法	
第1次合格発表	7月下旬（予定）	宮津市役所の掲示板に掲示するほか合格者に文書で通知します。
最終合格発表	8月中下旬（予定）	

※ 電話による合否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登載し、必要に応じ採用します。

なお、この名簿の有効期間は、令和5年3月31日までです。

6 採用予定年月日

令和4年4月1日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和3年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

提出書類	≪一般試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ④保健師免許状の写し（保健師受験者のみ。） ※取得見込で受験される方は受験申込時には不要。 ⑤該当する手帳の写し（一般事務職（障害者対象）受験者のみ。）
------	--

提出書類	≪社会人試験≫ ①受験申込書（写真は、申込前3か月以内に撮影した上半身前向き） ②最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可） ③最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書も提出してください。 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書を提出してください。 ④職務経歴書 ⑤該当する手帳の写し（一般事務職（障害者対象）受験者のみ。）
郵送で提出する場合	封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、受験票送付用封筒（はがきが入る大きさの封筒に宛先を明記し、84円切手を貼ったもの）を同封してください。
申込先	宮津市役所 総務部 総務課 職員係（本館3階）

(注) 宮津市のホームページに試験実施要領及び申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードしてA4版の白紙に黒色で印刷し、それに必要事項を記入の上提出することもできます。

(ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>)

8 受験申込みの受付期間

令和3年5月10日（月）から令和3年6月18日（金）まで

〈受付時間〉午前8時30分～午後5時

- ※ 郵送の場合は、6月18日（金）〔締切日〕午後5時までに到着したものに限り受け付けます。
- ※ 受験票は、募集期間終了後に申込者へ郵送しますが、6月25日（金）までに届かない場合は、職員係までお問い合わせください。
- ※ 日曜日、土曜日及び祝日は、閉庁のため受付いたしません。
- ※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめ御連絡ください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。
- ・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能です。

9 給与等

(令和3年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	182,200円	163,100円	150,600円

- ※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- ※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び総合得点	各合格発表の日から2週間	宮津市役所本館3階（総務部総務課職員係） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）
第2次試験		総合順位		

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係（本館3階）

〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1

直通番号 (0772) 45-1603

代表番号 (0772) 22-2121 内線 231・232

【参考】

地方公務員法第16条（抄）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

会場位置図（略）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年5月14日付け宮農委第11号・12号通知文）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年5月18日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年5月18日  
至 令和3年6月1日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第18号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年5月19日

宮津市長 城崎雅文

（以下掲示済）

————— \* \* \* —————

宮津市公告第19号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第21条の規定により、令和2年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和3年5月19日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応答拒否	不存在等			
		全部開示	部分開示						
市 長	92	89	66	23	1	0	2	92	0
教育委員会	8	7	7	0	1	0	0	8	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	2	2	0	2	0	0	0	2	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	102	98	73	25	2	0	2	102	0

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間の請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却下	棄却	一部認容	認容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

\* \* \*

宮津市公告第20号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第31条の規定により、令和2年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和3年5月19日

宮津市長 城崎雅文

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	存否応 答拒否	不存在 等			
		全部開示	部分開示						
市 長	16	14	2	12	0	0	2	16	0
教育委員会	1	1	1	0	0	0	0	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0

監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	17	15	3	12	0	0	2	17	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの請求に対し実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

\* \* \*

宮津市公告第21号

市有土地建物（旧日ヶ谷保育所）売払について、次のとおり一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

令和3年5月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

売払物件は次のとおりとし、詳細は物件調書のとおりです。

【土地】

所在	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ	5120 番 1	宅地	280.00
宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ	5120 番 2	宅地	9.91
登記簿地積計			289.91
実測地積計			421.52

【建物】

所在地 新築年月日	種類	構造	床面積(m <sup>2</sup> )
未登記建物 宮津市字日ヶ谷小字フケノシリ 5120 番地 2、5120 番地 2 昭和 54 年 3 月 31 日新築	保育所	鉄筋コンクリート造 平家建	181.40

(2) 予定価格 1,460,000円

## (3) 売払に関する条件等

ア 上記土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを売り払い、所有権移転時に現状有姿での引渡しとします。

イ 土地は登記簿地積と実測地積が異なることに留意してください。

ウ 建物は未登記物件であり、床面積等は市の公有財産台帳等によるものであることに留意してください。

エ 売払物件は契約日から起算して5年間は本市の承諾を得ずに所有権の移転及び地上権、質権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利の設定をしてはなりません。

オ 建物に関して、現地における目視調査等においてアスベスト使用の有無の判断はできませんでしたが、新築年月日などから建材などへのアスベストの使用の可能性があるものと考えられます。ただし、アスベスト調査を実施していないため、アスベスト使用の有無及びその程度は明らかではありません。

カ 用途指定はありません。ただし、落札者が売払物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合があります。

キ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

ク 物件調書をよく確認してください。

## 2 入札参加資格要件

入札参加の資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者に限ります。

(1) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(4) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者

(5) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する職員

(7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納している者

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

## 3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

(1) 受付期間 令和3年6月7日（月）から令和3年6月11日（金）までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とします。

イ 誓約書

ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください（受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができません。

## 4 質疑及び回答

## (1) 質疑者の資格

本実施要項中「2 入札参加資格要件」を満たす者としてします。

## (2) 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メール送信、FAX送信又は書面持参をしてください。

送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp FAX：0772-25-1691

## (3) 質疑の受付期間 令和3年5月20日（木）から令和3年5月31日（月）まで

## (4) 回答

質疑回答書は、令和3年6月4日（金）に、ホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、本実施要項と同等の効力を有するものとします。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/site/siyuzaisan/8733.html>

## 5 現地見学会の開催

## (1) 実施日時 令和3年5月27日（木）午後2時から午後3時30分まで

## (2) 開催場所 宮津市字日ヶ谷5120番地の1 旧日ヶ谷保育所

## (3) 参加申込み

見学会実施の前日の正午までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

※現地見学会に参加されなくても申込みできますが、申込みに関する全ての事項を了知されたものとみなします。

## 6 資料の閲覧

売払物件の工事設計図等の資料を閲覧に供します。ただし、資料と現状が相違している場合は、現状を優先します。

## (1) 受付期間

令和3年5月20日（木）から令和3年6月4日（金）まで  
（土曜日及び日曜日を除く。）

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (3) 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡の上、上記期間内に閲覧してください。ただし、質問については質疑の受付期間（5月31日（月）まで）内での受付となります。

## (4) 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

## 7 入札の日時及び場所

## (1) 日時 令和3年6月15日（火）午前10時

※受付を午前9時30分から午前9時50分までに行ってください。

## (2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

## 8 入札保証金

## (1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）を入札までに納入してください。

## (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。

## (3) 落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

(4) 落札者が本契約を締結しないとき(落札後、本実施要項「2 入札参加資格要件」中各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は市に帰属し、返還しません。

(5) 入札保証金には、利子は付与しません。

#### 9 入札日に持参するもの

(1) 入札参加申込書(入札参加証) ※受付印があるもの

(2) 入札保証金(入札金額の100分の5以上の額(円未満切上げ))領収書

(3) 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。

(4) 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。

入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付してください。

(5) 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

#### 10 入札の方法

(1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行います。

(2) 入札の受付は、午前9時30分から午前9時50分までとします。

(3) 入札会場に入室できる者は、2名までとします。

(4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。

(5) 入札書は、市指定の入札用紙を使用してください。

(6) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印してください。

(7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。

(8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。

(9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。

(特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。)

(10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

#### 11 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

#### 12 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

#### 13 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとします。

#### 14 入札の変更等

(1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。

(2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札

イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を預けていない者の入札

オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

カ 予定価格を下回る額の入札

キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札

ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札

ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札

シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札

ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

セ 本入札実施要項に違反した入札

15 契約の締結

(1) 市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係において、「土地建物売買契約書(案)」により契約を締結します。

(2) 売買代金の支払日については、前号の契約締結後、市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。

(3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

16 契約保証金

(1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とします。

(2) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還します（売買代金の一部に充当することができます。）。

(3) 落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しないものとします。

(4) 契約保証金には、利子は付与しません。

17 所有権の移転時期

(1) 売払物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日とします。

(2) 売払物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。

(3) 前号の引渡し完了したときは、売払物件の土地に関して、市が所有権移転登記及び契約締結日から起算して5年を期間とする所有権移転失効の定の付記登記を行うものとします。

(4) 前号の所有権移転登記に要する費用及び所有権移転失効の定の期間満了による付記登記抹消に要する費用は、落札者の負担とします。

18 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、市は更にその超える額相当分の請求をすることがあります。

## 19 危険負担

この契約の締結の日から売払物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない事由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

## 20 契約不適合責任

この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、買受者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合はこの限りではありません。

## 21 契約上の特約

- (1) 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはいけません。
- (2) 落札者は、売払物件を第三者に所有権を移転し、又は権利（抵当権を除く。）を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。

## 22 違約金

落札者は資格を偽る等不正な行為や契約違反により契約を解除された場合には売買代金の100分の30の額を市に支払わなければなりません。

## 23 権利義務譲渡の禁止

落札者は、売払物件の所有権移転登記前に、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

## 24 公租公課等

売払物件の売買契約作成に要する印紙税、売払物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

## 25 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び売払物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

## 26 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

## 27 日程

募集要項の配布	令和3年5月20日（木）～令和3年6月11日（金）
資料の閲覧	令和3年5月20日（木）～令和3年6月4日（金）
現地見学	令和3年5月27日（木）
質問の受付期間	令和3年5月20日（木）～5月31日（月）
質問の回答期日	令和3年6月4日（金）
申込書類の受付期間	令和3年6月7日（月）～6月11日（金）
入札実施	令和3年6月15日（火）
土地建物売買契約の締結	令和3年6月下旬
土地建物売買代金納入	令和3年7月上旬
土地所有権移転等登記	令和3年7月中旬

## 28 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1  
 宮津市企画財政部財政課資産活用係  
 電話 0772-45-1611

— \* \* \* —

宮津市公告第22号  
 公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年5月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

— \* \* \* —

宮津市公告第23号

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年6月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
防衛省 自衛隊京都地方協力本部長	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	令和2年12月3日	平成15年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた男女138人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
日本情報通信株式会社 代表取締役 上田 三佳 (京都府政策企画部総合政策課)	「令和2年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和2年5月27日	市内全域の満20歳以上の男女計103人
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博 NHK放送文化研究所 世論調査部 部長 吉田 理恵	「2020年国民生活時間調査」の調査対象者を抽出する。	令和2年8月12日	平成22年12月31日以前に生まれた字今福、字宮村地区の男女計24人
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 (㈱時事通信社 大坂支社)	「住民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	令和2年8月25日	平成12年9月30日までに生まれた字吉原、字外側地区の日本人男女計23人

株式会社サーベイリサーチセンター 大坂事務所 大坂事務所長 中村 光明 (京都府府民環境部人権啓発推進室)	「令和2年度『京都府人権教育推進・啓発推進計画(第2次)』に関する府民調査」の調査対象者を抽出する。	令和2年11月5日	満18歳以上の字波路、字松原地区の男女計22人
張 明軍 (福知山公立大学)	福知山公立大学の地域研究プロジェクトにおいて、外国人住民意識調査に関する調査対象者を抽出する。	令和2年12月8日	市内に在住する外国籍市民 164人
川島 典子 (福知山公立大学)	福知山公立大学の学術振興会受託研究の「AIの影響に関する意識調査」に関する調査対象者を抽出する。	令和3年1月6日	市内全域の満20歳以上の男女計500人

\* \* \*

宮津市公告第24号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年6月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

## 教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第16号

令和3年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月21日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 令和3年5月24日(月) 午前9時00分

2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第17号

宮津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年5月24日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

## 宮津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第1項に規定する宮津市の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下「宮津市文化財保存活用地域計画」という。)の策定に関する必要な事項について協議を行うため、宮津市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 宮津市文化財保存活用地域計画の策定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化財の保存及び活用に関する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から宮津市文化財保存活用地域計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、教育長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、文化財保護担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第5号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和 3 年 6 月 1 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前 田 良 二

3 0 2 人

———— \* \* \* ————

宮津市選挙管理委員会告示第 6 号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 6 月 1 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前 田 良 二

5, 0 3 3 人

———— \* \* \* ————

宮津市選挙管理委員会告示第 7 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 3 年 6 月 1 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前 田 良 二

2, 5 1 7 人

———— \* \* \* ————

宮津市選挙管理委員会告示第 8 号

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 3 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 1 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前 田 良 二

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

———— \* \* \* ————

宮津市選挙管理委員会告示第 9 号

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 4 第 7 項及び在外選挙執行規則（平成 11 年自治省令第 2 号）第 2 条の 2 において準用する公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）第 3 条の 4 第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 1 日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前 田 良 二

公職選挙法第 30 条の 12 において準用する第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

監 査 委 員

《監査公表》

宮津市監査公表第92号

令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により、宮津市長から通知があったので、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年5月19日

宮津市監査委員 中村明昌

宮津市監査委員 星野和彦

令和2年度定期監査（令和3年3月30日宮津市監査公表第91号）

監査の結果	措置の内容（回答）
<p>(1) 契約、文書事務について</p> <p>① 文書事務について                      文書事務については、これまで庶務担当係長会議が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところである。                      しかしながら、契約関係書類等を審査する中で、周知された記載どおりとなっていないものや根拠法令が理解されていないと思われる記載が見受けられるとともに、誤字、脱字等の単純なミスも見受けられた。                      原議書等への押印については、これまで繰り返し厳しく指導してきたことから、不鮮明な押印の数はかなり少なくなり、改善の兆し見受けられた。                      文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、庶務担当係長会議の周知事項の徹底を図るとともに、決裁過程で誤りが是正されるよう内部牽制を強化し、引き続き適正な事務処理が行われることを強く望むものである。</p> <p>② ペーパーレス化について                      グループウェアの活用によりペーパーレス化の取り組みが以前から進められているが、不要な文書の作成や添付、また片面印刷などが見受けられるので、文書の精査と両面印刷等の取り組みにより、ペーパーレス化を更に推進されることを要望する。</p> <p>③ 契約状況について                      契約件数は前年度と比較して、業務委託は30件増加、工事・修繕は78件減少している。業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が22件（5.6%）、随意契約が372件（94.4%）となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が29件（39.2%）、随意契約が45件（60.8%）となっており、前年度と比較すると指名競争入札の比率が1.7ポイント高くなったものの依然として随意契約の割合が高くなっている。</p>	<p>○ 文書事務に係る不適切な事務処理事例については、再三の指摘を受ける中で、庁内周知とその徹底を行ってきているものの、いまだ不適切な事務処理もあるため、引き続き、その根絶に向けて改めて指導するとともに、内部牽制機能が働くよう回議の際の審査を一層、意識して行うよう徹底します。</p> <p>○ 電子決裁の一部導入等ペーパーレス化に向け、行政文書の更なる電子化を図るとともに印刷すべき文書を厳選するよう周知を図ります。</p> <p>○ 随意契約については、法令で認められた範囲で運用することとしており、法令の趣旨を徹底するよう改めて指導を行います。</p>

また、随意契約のうち、業務委託の302件(81.2%)、工事・修繕の34件(75.6%)が1者見積りで行われている。

業務委託において、予定価格が範囲内、競争入札に付し入札者がいない等の理由による1者随意契約見積りによる契約件数が増えており、中でも予定価格が範囲内の1者随意契約が対前年度比40件(41.2%)増と目立って増えている。随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合のみ実施できる契約方法である。その中でも1者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分認識した上で運用されるよう要望する。

#### ④ 契約書について

業務委託契約書において、契約書第5条第1項の業務完了報告書に添付する書類が同じ「業務完了報告書」と誤った記載となっているケースが見受けられた。

契約事務については、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされているところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

#### (2) 補助金について

監査対象とした補助金・交付金は105件で、前年度から8件減少している。監査を行った交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、各種団体の自主的な社会活動の実現に役立つものとなっている。

そうした中、通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースが見受けられた。申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導を求めるものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

#### (3) 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施や文書催告等により収納率向上に努められているところである。

しかしながら、職員体制や日常業務の優先性などから収納業務への適正な対応が困難となってい

○ 基準契約書の文言整理、チェックリスト、記載例等整理を行った上で、庶務担当係長会議等を通じ適正な契約事務処理の徹底を図ります。

○ 補助金の交付に当たっては、補助金の趣旨を損なうことのないよう事務処理を行うとともに、補助金の必要性やその効果等をより一層精査した上で、適切な事務処理に努めます。

○ 市の有する債権の適正な管理及び効率的・効果的な滞納整理の推進を図るとともに、宮津市第2期行財政運営指針に定める「賦課徴収対策の強化」を強力に推し進めるため、滞納対策の取組を一元的に検証・検討・実行するための組織として「滞納対策本部」を設置し、徴収体制の強化を図ります。

る状況も見受けられた。

そうした中ではあるが、負担の公平性と財政健全化の推進の観点から、督促状等文書での催告だけでなく、電話や個別訪問など双方向でのやり取りや顔の見える関係での収納対策に積極的かつ粘り強く取り組まれるとともに、先進地の事例等も調査研究しながら、専門的知識を有した収納に特化した新たな組織体制の確立を検討するなど徴収強化に向けた対策を強く望むものである。

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年5月7日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲 司

1 日 時 令和3年5月14日（金） 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第16号 非農地証明交付申請の承認について

議案第17号 農用地利用集積計画（私用権設定）の決定等について

議案第18号 農用地利用集積計画（所有権移転）に決定について